

漁業協同組合合併促進法（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、適正な事業経営を行うことができる漁業協同組合を広範に育成して漁業に関する協同組織の健全な発展に資するため、漁業協同組合の合併の促進に関する基本的な構想及び漁業協同組合の合併の促進に関する基本的な計画について定めるとともに、漁業協同組合の合併についての援助、合併後の漁業協同組合の事業経営の基礎を確立するのに必要な助成等の措置を定めて、漁業協同組合の合併の促進を図ることを目的とする。

（合併及び事業経営計画の樹立）

第二条 組合は、合併により、合併後の組合（合併後存続する組合又は合併によつて設立する組合をいう。以下同じ。）を適正な事業経営を行うことができる組合とするため、共同して、合併及び合併後の組合の事業経営に関する計画（以下「合併及び事業経営計画」という。）をたて、これを都道府県知事に提出して、その計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。

（合併及び事業経営計画の内容等）

第三条 合併及び事業経営計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 合併についての基本方針及び合併契約の基本となるべき事項
- 二 合併後の組合の事業経営についての基本方針
- 三 合併後の組合が適正な事業経営を行うことができるようにするため必要な施設の統合整備に関する事項
- 四 合併後の組合と組合員との間における利用及び協力を強化するための方策
- 五 合併後の組合に係る合併の日を含む事業年度以後三事業年度の事業計画
- 六 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六条第二項に規定する共同漁業権で同条第五項第一号の第一種共同漁業を内容とするものを有している組合が合併する場合にあつては、合併後の組合がその全部若しくは一部を放棄し、又は変更する場合にとるべき当該共同漁業権を有していた合併前の組合の組合員の同意を求める手続（水産業協同組合法第五十条第四号の規定による議決を除く。）に関する事項

2・3（略）

4 前条の規定による合併及び事業経営計画の提出は、昭和四十五年十二月三十一日まで又は漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律（平成五年法律第二十四号。以下「平成五年法律第二十四号」という。）の施行の日から平成二十年三月三十一日までにするものとする。